特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務 基 礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和3年7月16日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援の給付及び地域生活支援事業の支給に関する事務を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①障がい福祉サービスの申請受付、支給決定 ②障がい支援区分の認定審査会及び認定 ③自立支援医療(精神通院)の申請受付、愛知県への進達 ④更生医療、育成医療の申請受付、審査、認定通知書及び受給者証発行 ⑤補装具の申請受付、審査、決定通知書発行 ⑥地域生活支援事業の申請受付、支給決定
③システムの名称	総合福祉システム、自立支援システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	ጀ
自立支援給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表117の項
4. 情報提供ネットワークシ	・ マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「障害者自立支援給付」 が含まれる項(11, 15, 20, 37, 42, 75, 80, 81, 125, 144, 155、161) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145, 146の項
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8000
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	みよし市福祉部福祉課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8010
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたり	し手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	τ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	にた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の人手が行われることは無い。情報紹介を行う端末、職員、参照範囲が必要最低限となるよう、アクセス制限を設定している。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	「みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程」に則り、漏えい・紛失・毀損の対策として特定個人情報等の取り扱い、特定個人情報システムにおける安全の確保等を講じている。				

変更簡所

変 更 固					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当 部署	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成28年4月2日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	加藤 清二	海堀 崇	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	福祉課長 海堀 崇	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和3年9月1日	I4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②引用 法令の号	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和7年4月1日	13	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第60条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表117の項	事後	
令和7年4月1日	14②	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の108、10 9、110項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第55条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の16、26、5 6の2、57、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12、19、30、31、44条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四欄(利用特定個人情報)に「障害者自 立支援給付」が含まれる項(11, 15, 20, 37, 42, 75, 80, 81, 125, 144, 155、161) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表144、145, 146の項	事後	